

千葉市美術館デジタルミュージアム導入事業 仕様書

令和2年9月
千葉市市民局

目次

1	目的	2
2	事業期間	2
3	委託内容	2
4	基本仕様	2
5	履行場所	4
6	提案の上限額	4
7	成果物	4
8	著作権の帰属	4
9	検査	5
10	その他	5

千葉市美術館デジタルミュージアム導入事業仕様書

本仕様書は、千葉市（以下「甲」という。）が発注する「千葉市美術館デジタルミュージアム導入事業」（以下、「本事業」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本事業は、新たな生活様式の下での千葉市美術館所蔵作品の鑑賞や体験の機会を創出・推進するとともに、千葉市美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげることを目的に実施する。

2 事業期間

契約の翌日から令和3年3月19日（金）まで

なお、デジタルミュージアムの運用開始は、令和3年1月中旬を目途に実施するものとする。

3 委託内容

本事業は、1の目的のとおり、新型コロナウイルス感染症の対策の一環として実施されるものであることに留意し、コロナ禍においても、市民等が美術館の作品を鑑賞・体験できる機会を提供するものとして、企画立案等一連の業務を行うこと。

乙が行う業務の範囲は以下のとおりである。

（1）デジタルミュージアムの企画・制作

（2）所蔵作品のデジタル化

（3）デジタルミュージアムの展示運営

・Web 若しくは美術館内展示などに関する運営。（資機材の調達、設置、調整を含む）

なお、美術館の職員などの協力を求める際は、運営マニュアルの作成を含む。

（4）保存・管理

・データサーバーの設置及びその保守管理

（5）効果測定及び実施報告書

・デジタルミュージアムへの来場者数、アンケートなどの効果測定を含め業務の実施内容報告書を作成し提出する。

4 基本仕様

（1）所蔵作品のデジタル化

・選定する作品は、千葉市美術館の所蔵作品の中から選定すること。

※作品のジャンル等は、千葉市美術館ホームページを参考のこと。

URL <https://www.ccma-net.jp/collection/>

・選定する作品数は、5作品以上とすること。

・デジタル化するデータの画素数は、約3,300万画素（8K）以上とし、高精細なレプリカ作品とすること。

・本事業においてデジタル化する所蔵作品は、本市及び千葉市美術館と打ち合わせ（※）

し最終的に選定・決定すること。

(提案時における具体的な作品選定を妨げるものではない。)

※本市職員の他、千葉市美術館の学芸員も参加し、月2回程度実施(想定)。

- ・デジタル化するための撮影場所、方法、美術品の貸与期間等の詳細は、甲乙で協議し決定すること。
- ・デジタル化にあたっては、千葉市美術館の学芸員等の立ち合いのもと、美術品の取り扱いに専門的知識を有する者を選定する等、取り扱いに細心の注意を払うこと。
- ・作品によっては、三次元デジタル画像を作成することもあること。
- ・デジタル化にあたり、作品を汚損、棄損等した場合の補償制度の活用その他、補償等について、真摯に対応すること。

(2) デジタルミュージアムの展示運営

ア Webでの配信等

- ・Web上では、デジタル化したデータを配信することを基本に運用すること。

但し、予算の範囲内で、Webサイトを構築することを妨げるものではないが、ハードウェアの整備その他、ドメイン取得やサイトのデザイン、セキュリティ対策等は、乙の負担において行うこととし、本市及び千葉市美術館との調整の上で決定すること。

- ・配信先は、市民等にとって鑑賞に資する機会となるような場として選定等すること。配信先を新たに構築する場合、ハードウェア等の整備費は乙の負担で行うこと。

また、配信先との調整等は、乙の責任で行うこと。

- ・特殊なアプリケーションやソフトウェアを利用せず、標準的なパソコンやスマートフォンなどの環境でも閲覧できるようデータ形式等を検討・実施すること。

また、操作性にストレスなく拡大・縮小表示できるようにすること。

イ 千葉市美術館内でのデジタル化した作品を鑑賞・体験するスペースの整備

- ・スペースの整備にあたっては、所謂、高精細画像の特徴を活かしたものとし、リアルな鑑賞ができる他、デジタル化することの有用性を活かし体験もできる展示となるよう工夫すること。

- ・千葉市美術館内におけるさや堂ホールを基本に整備すること。

但し、さや堂ホールの利用期間は、令和3年1月中旬から令和3年2月末までとする。なお、2月は、2月11~12日、2月20日において、使用できない日があることに留意すること。(一時的な撤去等の取り扱いは、甲乙で協議すること)

- ・デジタル化した作品のディスプレイの整備その他、作品のテーマやコンセプトなどを示した解説パネルを制作すること。

- ・ディスプレイ、パネル等スペース整備にあたって作成したものは、運営期間終了後においても、甲が任意に使用できるものとする。

- ・スペースの運営は、乙の責任において行うこととするが、詳細は甲乙の協議において決定するものとする。

- ・運営にあたっては、「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年9月18日 公益財団法人日本博物館協会)を参考に所要の対策を講じること。

ウ その他

- ・展示運営に関する広報(ホームページ、広報チラシなど)を乙の負担で行うこと。

(3) 保守・管理

- ・本事業において必要となるサーバー等のハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア等については、乙の負担において準備すること。
- ・デジタル化したデータは、美術作品のアーカイブとしての機能も有することから、本内容の構築にあたっては、高いセキュリティ性を有するものとする。
- ・保守管理期間は、2の事業期間と同様とするが、甲乙の協議により、延長できることも可能とすること。なお、延長した場合に要する管理経費等については、甲の負担とするものであること。

(4) 効果測定及び実施報告書

- ・Web 上での配信や千葉市美術館内での作品の鑑賞・体験スペース整備に関し、新しい生活様式の下での取り組みとしての効果が測定できるよう、測定方法や指標について工夫すること。
- ・実施報告書の構成等の詳細については、甲乙協議のうえ、決定すること。

(5) その他

- ・(1) 所蔵作品のデジタル化及び(2) デジタルミュージアム展示運営に関し、打ち合わせの日程調整及び打ち合わせ記録の作成を行うこと。
- ・上記(1)～(4)において、その他必要となる調達物等の諸経費については、乙の負担とすること。

5 履行場所

千葉市美術館（千葉市中央区中央3－10－8）他

6 提案の上限額

32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果物

- (1) デジタル化したデータ一式
データ提供のファイル形式等は、甲乙協議の上、決定する。
- (2) Web での配信に係るシステム一式（運用マニュアルを含む）
- (3) 千葉市美術館内でのデジタル化した作品を鑑賞・体験するスペース
（運営マニュアルを含む）
- (4) 保守・管理システム一式

8 著作権の帰属

- ・デジタル化した画像などのデータの他、作成したコンテンツの所有権、著作権、その他の権利は、甲に帰属するものであること。

9 検査

- ・業務完了後に検査を行うことを基本とするが、本事業の期間途中においても、乙は、必要に応じて甲の確認等を受けること。
- ・その際に、甲から指示のあった事項については、速やかにその指示に従うこととし、その費用は乙の負担とすること。

10 その他

- (1) 乙は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。
- (2) 乙は、本事業の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、千葉市個人情報保護条例等の関係規定を遵守すること。
- (3) 乙は、本事業の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできないこと。また、本事業終了後も同様とすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合については、別途、甲乙協議の上、決定する。

(問い合わせ先)

千葉市役所 市民局 生活文化スポーツ部文化振興課管理班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎8階

TEL 043-245-5262